

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年5月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第15号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の8第1項第14号及び第15号中「中小企業経営革新支援法第2条」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項」に改める。

様式第3号2備考以外の部分中

過年度 随時 ( ) 月 分	円
-------------------	---

を

過年度 随時 ( ) 月分	所得割から控除しきれなかつた配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額
円	

に改める。

様式第4号の2 1備考以外の部分中

過年度 随時 ( ) 月 分	円

を

過年度 随時 ( ) 月分	所得割から控除しきれなかつた配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額
円	円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用する

ことができる。

(理財局税務部主税課)